

【J-ライフル協会】低年者(21-24歳)の射撃指導員の指定に関する推薦 低年者の射撃指導員の指定に関する推薦基準要綱

1. 趣 旨

この要綱は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第9条の3第1項の規定により指定する射撃指導員に関し、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。)第42条第1項第1号の推薦に必要な基準等を定めるものである。

2. 推薦の対象となる者

対象となる者は、ライフル銃または空気銃(空気拳銃を含む。以下同じ。)の操作及び射撃に関する知識、技能等が卓越した者で、射撃指導員としての指定を希望する者とする。

3. 推薦基準

次の各号のすべてに該当する者で、申請者が所属する日本ライフル射撃協会の加盟団体が適当であると認めた者について行うものとする。

- (1)満21歳以上25歳未満の者
- (2)日本ライフル射撃協会の会員(正会員、普通会員)
- (3)銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令を遵守し、射撃指導員として卓越した人格識見を有する者
- (4)法第4条第1項第1号、第4号または第5号の2の規定による許可を受けて、ライフル銃または空気銃のうちその者が行おうとする射撃の指導において用いられるもの(以下「指導に係る猟銃等」という。)を2年以上継続して所持している者
- (5)指導に係る猟銃等の所持に関する法令及び指導に係る猟銃等の使用、保管等の取扱いについて、卓越した知識を有する者
- (6)指導に係る猟銃等の操作及び射撃について、卓越して習熟している者
- (7)誓約事項を遵守し得ると認められる者

4. 推薦の手続

(1)射撃指導員の指定を受けようとする者は、低年者の射撃指導員の指定に関する推薦申請書(《申1》)以下「推薦申請書」という。)2通に所定の事項を記載し、加盟団体に提出する。

(2)加盟団体は、推薦申請書を提出した者について、推薦基準に適合するか

どうかを審査し、適合する者と判定した場合は、その者についての低
年者の射撃指導員の指定に関する推薦依頼書（依 8）1 通を作成し、
推薦申請書 1 通と共に日本ライフル射撃協会に提出する。

- (3) 日本ライフル射撃協会は、推薦委員会で審査の上、申請者が推薦基準に
適合すると認定した場合は、その者についての低年者の射撃指導員の指
定に関する推薦依頼書（依 9）1 通を作成し、日本スポーツ協会に提
出する。
- (4) 日本スポーツ協会は、日本ライフル射撃協会から推薦を依頼された者につ
いて、以下を日本ライフル射撃協会に交付する。
規則第 42 条第 1 項第 1 号の推薦に係る規則別記様式第 15 号の推薦書
（推 10）正本 1 通
- (5) 日本ライフル射撃協会は、推薦書の写しを作成した後、推薦書正本 1 通
及び写しを加盟団体に送付する。
- (6) 加盟団体は、申請者に推薦書正本を交付し、その写しを保管する。
- (7) 推薦書は、ライフル銃または空気銃ごとに 1 通とし、推薦を受けた者
がこれを都道府県公安委員会への申請書に添付できる期間は 1 年とする。

5. 推薦の取り消し

日本スポーツ協会は、自らが行った推薦により射撃指導員の指定を受け
た者が次の各号のいずれかに該当する場合は、日本ライフル射撃協会の取
り消し依頼に基づき推薦を取り消すものとする。

- ① 日本ライフル射撃協会の会員でなくなったとき
- ② 誓約事項に違反したとき
- ③ その他、日本ライフル射撃協会の会員としてふさわしくない行為があっ
たとき

6. 取り消しの手続

- (1) 日本ライフル射撃協会の理事または加盟団体は、日本スポーツ協会の推
薦により射撃指導員の指定を受けている者が取り消しの基準に該当する
にいったと認めるときは、推薦取消上申書（上 5）1 通を作成し、日本
ライフル射撃協会に送付する。
- (2) 推薦取消上申書を受けた日本ライフル射撃協会は、その者について理事
会で審査の上、取り消しの基準に該当すると認めるときは、推薦取消
依頼書（頼 5）1 通を作成し、日本スポーツ協会に提出する。
- (3) 日本スポーツ協会は、推薦取消依頼書に基づき推薦取消書（消 5）及び
推薦取消通知書（通 5）各 1 通を作成し、日本ライフル射撃協会に交付
する。
- (4) 日本ライフル射撃協会は、推薦取消書を被取消者に交付するとともに、

推 薦取消通知書の写しを作成し、正本を被取消者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に、その写しを低年者の射撃指導員の指定に関する推薦依頼書を発行した加盟団体に送付する。

附 則

1. この要綱は、平成21年12月4日から施行する。
2. この要綱は、令和4年4月1日から施行する。